

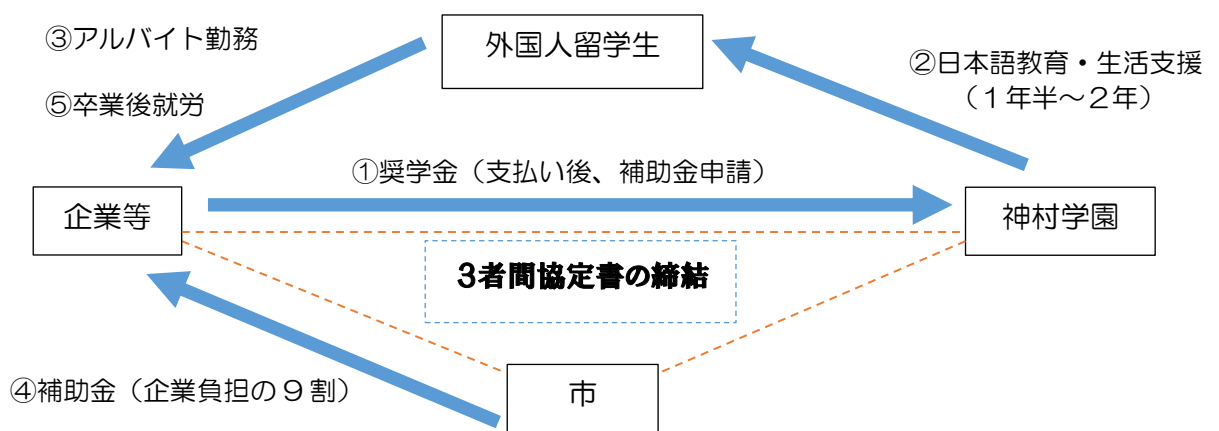
外国人留学生に対する支援事業の概要

1 制度の趣旨

本市で日本語を学ぶ外国人留学生の学業支援を行うと共に、市内企業・事業所の人材確保を図るため、市、神村学園専修学校及び企業等が連携し、卒業後に市内で働くことになる外国人留学生への経済的支援を行い、外国人が住みやすく働きやすいまちづくりの推進と地域の活性化を図る。

2 外国人留学生支援の概要

企業等が、神村学園専修学校を卒業後に当該企業等で就労が予定される外国人留学生に対し、学費等の10割を奨学金として支援した場合、市は当該企業等に対し、支払った額の9割を「留学生支援補助金」として交付する。



3 協定書の締結

外国人留学生の留学期間中の勉学と生活の安定を図り、卒業後、市内企業等への就労が円滑に進むよう、当制度の利用に当たっては、市、神村学園専修学校及び企業等で協定書を締結する。

・協定書の内容

(神村学園) 対象となる外国人留学生の人選、日本語教育

(企業等) 学費の支援、留学期間中の雇用、卒業後在留資格の取得支援

(神村学園・企業等) 入管手続き、私生活のサポート

(市) 補助金の支給

4 外国人留学生支援補助金の申請手続き

企業等は、奨学金を支払った後、市に対し、関係書類を添えて交付申請する。

・補助金交付申請書 ・在留カードの写し ・在学証明書または学生証の写し

・授業料支払いの領収書の写し

・留学に際して企業と留学生との間で締結した契約書の写し (留学生の生活の保障、留学期間の資金計画、卒業後の雇用に関する取り決め等が分かるもの)

5 その他

企業等は、外国人留学生が退学した場合や、卒業後の就業期間が3年未満で離職した場合等は、補助金を返還することとする。